

東大阪市

# 移動支援ガイドライン

(利用者向け)

東大阪市 福祉部 障害者支援室 障害福祉認定給付課

平成29年10月初稿

令和3年3月改正

令和5年4月改正

## 目次

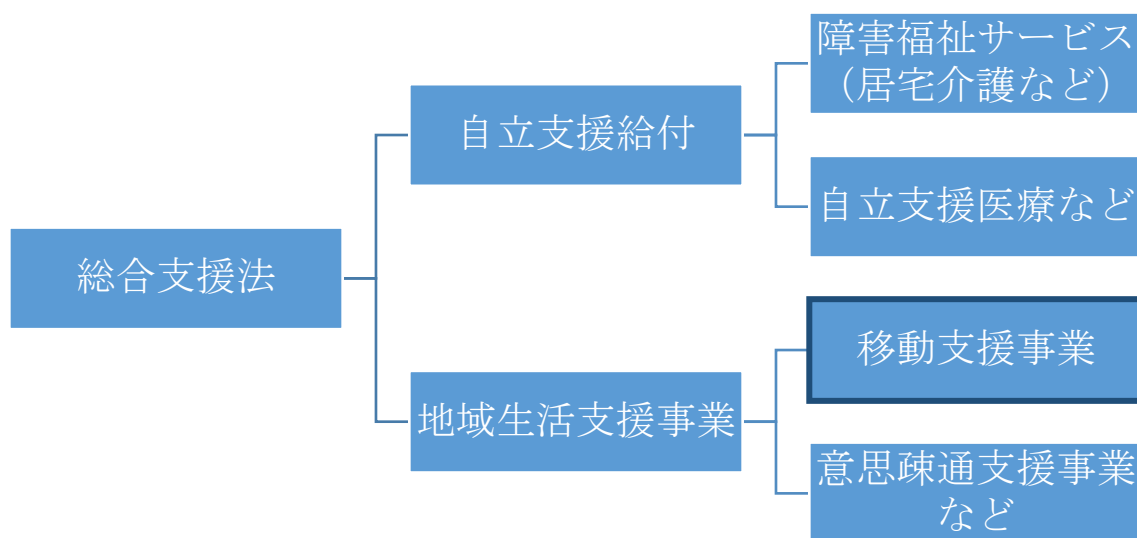
---

移動支援事業の法的位置づけ.....	1
東大阪市における移動支援事業の概要.....	2
移動支援事業の目的.....	2
移動支援事業の対象となる方.....	2
身体障害のある方.....	2
知的障害のある方.....	3
精神障害のある方.....	3
難病の方.....	3
他市の施設等に居住している方.....	3
外出のための支援（サービス）の内容.....	4
支援（サービス）の種類.....	4
サービスの適用範囲.....	5
サービスの支給決定時間のひと月あたりの上限.....	6
移動支援事業の利用方法.....	7
申請.....	7
支給決定.....	8
支給決定の有効期間と更新について.....	8
その他の届出・申請.....	8
利用者の負担額.....	9
課税世帯の考え方.....	9
利用者負担上限管理.....	9

## 移動支援事業の法的位置づけ

「移動支援事業」とは、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下、総合支援法）第5条第26項において「障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業」と規定されています。

また、「移動支援事業」は総合支援法第77条1項において、市町村が行うものとされている「地域生活支援事業」のうちの一つに規定されています。



東大阪市では、「東大阪市移動支援事業実施要綱」及び「東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱」を定め、これらの要綱に基づいて、サービスの利用決定や補助金の交付等を行っています。

このガイドラインは、東大阪市における移動支援事業の内容や利用の仕方についてまとめたものです。また、要綱に明確に規定されていない内容についても、個別具体的な事例などを挙げ、本市の移動支援事業に対する考え方（指針）を公に示しています。

## 東大阪市における移動支援事業の概要

---

### 移動支援事業の目的

---

屋外での移動に困難のある障害者および障害児に対して、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を促すことを目的としています。

### 移動支援事業の対象となる方

---

東大阪市内に居住地を有する5歳以上の方で、下記の要件のいずれかにあてはまる方です。

障害の種類によりそれぞれ要件が異なりますのでご注意ください。また、共通する要件は、「1人では外出することが困難な方」です。

### 身体障害のある方

---

- I. 身体障害者手帳をお持ちの方で、次のいずれかに該当している方
  - ① 体幹機能または二肢以上に障害がある方で肢体不自由に係る総合等級が1級または2級の方
  - ② 内部障害（腎臓機能障害など）がある方で当該障害等級が1級または2級の方
  - ③ 視力障害のある方で、障害福祉サービスの同行援護というサービスを受けることが困難な方
- II. 障害支援区分にかかる調査を行った結果、次の2つの条件にあてはまった方
  - ① 一次判定結果、障害支援区分が3以上と判定された方
  - ② 調査項目の中の「歩行」「移乗」「移動」「交通手段の利用」が、いずれも「支援不要」とみなされなかった方

### 注意

---

Iの条件を満たす方（手帳をお持ちの方）でも、必ずしもサービスを受けることができるとは限りません。申請を受付した後、IIの調査を行い決定します。

ただし、次の方はIIの調査を行いません。

- 両上肢、両下肢いずれにも1級の障害ある方
- 障害福祉サービスを受給中の方で、すでに障害支援区分の認定を受けており、上記IIの①②を満たしている方

## 知的障害のある方

次のいずれかの要件を満たす方で1人での外出が困難な方

- ① 療育手帳をお持ちの方
- ② 知的障害に関する判定機関の意見書の交付を受けた方

## 精神障害のある方

次のいずれかの要件を満たす方で1人での外出が困難な方

- ① 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ② 精神障害を事由とする年金や特別障害給付金を受給している方
- ③ 自立支援医療受給者証（精神通院医療）をお持ちの方
- ④ その他精神障害があることを証明する書類（医師の診断書など）をお持ちの方

## 難病の方

治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病（以下、難病）がある方についても移動支援事業の対象となります。

ただし、全ての難病が対象となるわけではありません。また、毎年度対象となる難病（※）が見直されるため、詳しくは市にお問い合わせください。

（※）対象となる難病は、総合支援法第4条第1項に規定されています。

## 他市の施設等に居住している方

東大阪市に居住地を有していない方でも、次の方で上記の障害がある方は、対象となります。

- ① 東大阪市が「施設入所支援」や「共同生活援助（グループホーム）」の支給決定を行っている方
- ② 総合支援法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって、その施設（※）に入所する直前に、東大阪市に居住地を有していた方

（※）②の対象となる施設は、以下（1）～（9）のとおり

- （1）障害者支援施設
- （2）のぞみの園
- （3）児童福祉施設（法第5条第1項の主務省令で定める施設）
- （4）療養介護を行う病院（法第5条第6項の主務省令で定める施設）
- （5）生活保護法第30条第1項ただし書の施設
- （6）共同生活援助を行う住居（当分の間の経過措置）
- （7）有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム（介護保険法第8条第11項に規定する特定施設。地域密着型特定施設を除く。）

（7）の施設については、令和5年4月1日以後に入所又は入居をすることにより、当該施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる場合に対象とする。

## 外出のための支援（サービス）の内容

---

1. 外出時の利用者の健康面の管理
2. 外出の準備に伴う支援（整容、手荷物準備等）
3. 外出に伴う支援
4. 外出中及びその前後における他者とのコミュニケーションに係る支援等
5. 外出先から帰宅した直後の対応支援（荷物整理等）

### 注意

---

サービス事業者は原則 1～5 の全ての支援を行わなければなりません。

## 支援（サービス）の種類

---

支援の種類には、個別支援型とグループ支援型があります。

個別支援型	利用者 1 人に対し、1 人のヘルパーが支援を行うもの
グループ支援型	利用者 2 人に対し、1 人のヘルパーが支援を行うもの (例：利用者が 11 名ならヘルパーは 6 名)

### 注意

---

外出のための支援の内容に「準備に伴う支援」や「帰宅した直後の対応支援」などが含まれることから、個別支援型の支援を行う場合は、その始点または終点のいずれかは利用者の居宅でなければなりません。但し、グループ支援型の場合（集合場所を始点・終点とする）や通所施設からのスタート（時間の制約がある場合のみ）はこの限りではありません。

## サービスの適用範囲

移動支援は外出のための支援を目的とする事業ですが、すべての外出が対象となるわけではなく、「社会生活上必要不可欠な外出」と「余暇活動等の社会参加のための外出」に利用できる範囲が限定されています。

次のような行き先や目的の外出は、移動支援事業では認められません。ただし、一部例外として認められる場合もあります。

行き先・目的	認められない理由
通院、入退院 (保険医療機関等への受診)	障害福祉サービスに居宅介護(通院等介助)というサービスがあるため
【例外】	・保険診療を受けない場合(お見舞いや検診など)
通園または通学(送迎)	通園・通学は通年・長期にわたる外出とみなされるため
【例外】	・保護者の短期間の疾病や入院による緊急時 (連続して3日まで利用可能) ・保護者のやむを得ない事情により市長が利用を認めた場合
障害福祉サービス事業者 や地域生活支援センター への通所	それぞれの事業で送迎に対する報酬(加算)があるため
【例外】	他市の短期入所事業所への送迎
移動支援を行う法人が運営する事業所が主催する活動および事業所の同一敷地内での活動	法人および事業所の本来事業との区別がつきにくい ため、その他、事業所の便宜上においての外出も認められません。
【例外】	事業所の同一敷地内で保護者会等が主催する活動へ参加する場合
社会通念上適当でない外出	移動支援事業にかかる補助金はすべて公金で賄われているため
通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出	「社会生活上必要不可欠な外出」と「余暇活動等の社会参加のための外出」が恒常的になることは想定されないため

その他具体的なケースについてはQ&Aを参照してください。また、Q&Aに記載がなく、利用可能かどうか判断が困難な場合は、事前に市にご相談ください。

## サービスの支給決定時間のひと月あたりの上限

利用できる時間数については、外出の目的や行き先、1回あたりに要する時間など利用者の意向を勘案し個別に支給決定を行います。1ヶ月あたりの支給決定時間数の上限は以下のとおりです。

障害種別	1ヶ月の支給決定時間数の上限
身体障害者	50時間
知的障害者	50時間
精神障害者	30時間
難病等対象者（※1）	20時間
障害児（5歳～小学生）	30時間
上記を除く障害児	40時間
施設入所者（※2）	20時間

（※1）難病の方で全身性障害の要件を満たす方（P2のⅡの要件を満たす方）は、上限が30時間となります。

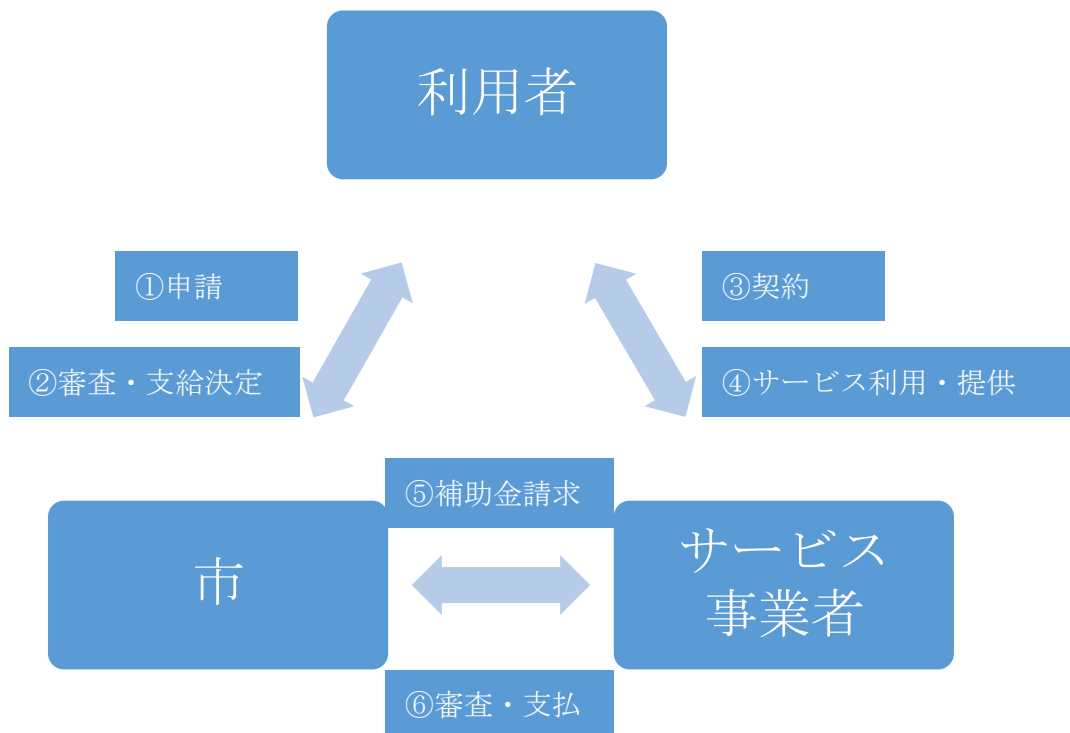
（※2）施設入所者の方で、65歳以上の方は、上限が10時間となります。





## 移動支援事業の利用方法

移動支援を利用しようとする方は、申請が必要です。その後、審査の上、市より支給決定を受け、サービス事業者と契約し、サービスを利用します。



### 申請

申請には次のものが必要です。

- 地域生活支援事業利用（変更）申請書兼利用者負担上限額減額・免除等（変更）申請書（様式共－1）※

### 注意

1. ※の書類は、窓口にあります。また、市のウェブサイトよりダウンロードすることもできます。
2. 年度途中で他市から転入された方は、課税証明書が必要な場合があります。
3. その他、添付書類が必要な場合があります。

## 支給決定

---

申請に基づき、審査のうえ、支給決定を行った方には、次の書類を交付します。

- 地域生活支援事業利用決定通知書（様式共－２）
- 契約内容表（様式共－３）

## 注意

---

障害福祉サービスと異なり、「障害福祉サービス受給者証」は交付されません。  
事業者と契約を交わした際は、「契約内容表」をご利用ください。

## 支給決定の有効期間と更新について

---

支給決定の有効期間は、毎年度６月３０日で終了します。

引き続きご利用するためには、更新の申請が必要です。毎年、６月までに、更新の申請の案内をお送りしますので、お手続きをお願いします。

## その他の届出・申請

---

次のような場合は、市に届出や申請が必要です。

- 氏名が変わったとき
- 住所が変わったとき
- 他市に転出するとき
- 死亡したとき
- 支給決定されている時間数を変更したいとき

## 利用者の負担額

---

利用者本人の負担する金額は、以下のとおりです。

対象者	負担額
非課税世帯・生活保護世帯	0円
課税世帯	補助額の1割負担（30分あたり100円です） ただし、1か月あたりの上限があります。 上限額4,000円

【例1】課税の方が、1日で4時間の支援を受けた場合の利用者負担

$$(2,000円 \times 4時間) \times 0.1 (1割) = 800円$$

【例2】課税の方が、1か月で合計50時間の支援を受けた場合の利用者負担

$$(2,000円 \times 50時間) \times 0.1 (1割) = 10,000円$$

→上限額（4,000円）を超えているため、当該月の利用者負担は4,000円となります。

## 課税世帯の考え方

---

- 対象者が18歳以上の場合は、本人および配偶者の課税状況で審査します。
- 対象者が児童の場合は、保護者の課税状況で審査します。

## 利用者負担上限管理

---

複数の事業者を利用されている場合でも、利用者の負担上限月額は4,000円です。

各事業者は、4,000円を超えて利用料を徴収することがないように、調整しなければなりません。

利用者負担のある方で、1つの事業所のみ利用している場合は、上限管理は不要です。